

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第11回理事会

平成8年7月

第11回理事会議事録

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

議事録

1、開催日時・場所

平成8年7月10日(水) 18:00~23:30

全日空ホテル青雲の間

2、出席者

▼理事会

原理事長、有馬副理事長、榎本理事、金田理事、金平理事、
下村理事、山口理事

▼オブザーバー

石原氏、呼びかけ人衛藤氏、呼びかけ人大鷹氏、宮崎氏
運営審議会/横田委員長、中嶋委員、高崎委員、橋本委員
内閣官房外政審議室/平林室長、東審議官、松井審議官
外務省アジア局/横田審議官、
地域政策課/梅田課長、宮川事務官

▼事務局

和田事務局長、安齋総務部長、多賀業務第一部長、
松田業務第二部長、高橋事務局員、原田事務局員、岡事務局員
間仲事務局員

3、議事録署名人

理事長 原文兵衛
理事 金田
理事 金平



4、議事次第

■報告および審議事項

▼医療・福祉事業作業部会について

- ・金平部会長より、第一回から第3回までの作業部会の審議経過について報告があった。その後、報告をふまえて審議した結果、以下のことを政府に要請することが了承された。

【事業の趣旨について】

- ・被害者の心を開いてもらうための環境作りが必要とされており、政府の誠意ある姿勢を示すこと、政府が一步踏み込んだ対応をしていると知らせることが重要である。その趣旨にもとづいて事業内容を検討する。
- ・事業の内容は、既に高齢である被害者が精神的にも物理的にも安心し、安定した生活が送れること、各国/地域の被害者がおかれているそれぞれの実態に則したものであることが重要とされる。

【事業内容について】

- ・被害者の側がニーズにあわせて選択し、医療・福祉事業を受けることができるよう、事業内容をいわゆる「メニュー方式」で提示することを検討する。具体案としては、ヘルパーの派遣、住環境の整備(手すりをつける等、住居の補修を含む)、現地では不十分な部分の医療サービスの補填、鍼灸サービスの供与等。
- ・事業の具体的方策について、被害者になるべく現金に近い形で届くよう工夫することを検討する。

【事業費総額について】

- ・政府が拠出する事業費総額について、以下の①～③を含めることを検討する。
 - ①国民からの償いとして被害者（当面の対象である3国／地域の約300名）にお渡しする、償い金の総額を上回る金額。
 - ②事業を実行する際の、必要とする事務経費。
 - ③氏名すら明らかにしていない被害者が公平にアクセスできるよう、女性尊厳事業と連携させて事業を実施する、そのための予算確保。

【事業実施期間について】

- ・当面10年間を目処とするが、当該国／地域側と相談しつつ、期間の長短については柔軟に調整する。

- ・償い金の支給手順については、継続審議となった。

▼運営審議会委員長の交代について

- ・横田委員長は今年の夏以降、大学や国連の職務で海外に出ることが多く、委員長としての責任を果たすには支障をきたすことが考えられるため、委員長を交代させてもらいたいとの、本人からの要望があった。運営審議会で協議した結果、9月以降、高崎委員が新委員長に就任することとなった。

▼基金への要請行動について

- ・添付資料の通り、基金に対して申入れが来ており、出席者や対応の仕方について協議した。事務局でしかるべく対応することとなった。

▼台湾報告について

- ・添付資料にもとづき、台湾出張の報告が行われた。

▼女性尊厳事業について

- ・添付資料にもとづき、8月開催予定の国際フォーラムの内容や予算等について説明があり、承認された。

▼募金状況について

- ・添付資料にもとづき、平成8年7月5日現在の募金金額は、413,365,600円であることが報告された。

▼次回会合について

- ・平成7年7月16日（火）18:00～、会場はのちに連絡する。
既に運営審議会会合が決まっていた日程に、理事会も合同で開催することとなった。
また、この日に先がけて作業部会を開催することとなった。

以上